

## いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例

### 平成２９年度 市立Ａ中学校 いじめ防止基本方針

#### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

市は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第１３条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

#### １ いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この３つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

##### (1) 学校の課題(略)

##### (2) 学校としてなすべきこと

###### ① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・ 生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ・ 教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ 教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」等を中心に校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

###### ② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ること

- ・ 「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・ 定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・ 「いじめ問題を見過ごさないために」の中にある「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や、「いじめの問題への取組についての点検項目(例)」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ・ いじめの早期解消に向けて、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

- ③ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること
- ・ いじめの未然防止や早期発見や、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
  - ・ 日頃より家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
  - ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。
- ④ 「いじめ撲滅強化月間」での効果的な取組の強化を図ること
- ・ 9月の全市一斉「いじめ撲滅強化月間」において、生徒の自主的・自発的な取組を中心に全校でいじめ撲滅に向けた取組を行う。
  - ・ 9月の全市一斉いじめに特化したアンケートを実施し、全生徒に個別の面談を行うことにより、いじめの早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制づくりに努める。
  - ・ 本市の「いじめ撲滅スローガン」や「市いじめ撲滅宣言」等を周知するとともに、生徒が主体的に本校のスローガン等を考える活動を通して、意識の向上に努める。

### (3) 教師としてなすべきこと

- ① いじめを見抜く感性を磨くこと
- いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめ問題を見逃さないために」の中の「気付いていますか？チェック表」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。
- ② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- 生徒の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
- ③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること
- 生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。
- ④ 心の居場所づくりに努めること
- 生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。
- ⑤ 一人一人の心の理解に努めること
- 連絡ノート等を通じた心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりし生徒一人一人に1日に1回は声をかけるよう心がける。
- ⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること
- 道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。
- ⑦ 子どもの姿を見つめること
- いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の生徒一人一人のようすを観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
- ⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること
- 生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

- ⑨ いじめを受けた生徒を最後まで守ること  
いじめを受けた生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること  
担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。
- ⑪ 生徒や保護者からの声に誠実に答えること  
日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

## 2 いじめの防止

### (1) 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・ 生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・ 生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・ 未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

### (2) いじめ防止のための措置

- ① いじめについての共通理解を図ること
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
  - ・ 全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
  - ・ 生徒にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成すること
- ・ 道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
  - ・ 社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
  - ・ 教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ③ いじめを生まないために指導上留意すること
- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がける。
  - ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
  - ・ 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する。
  - ・ 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
  - ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を高めること
- ・ 教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。

- ・ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・ 困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。
- ・ 小中一貫・連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で生徒を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。

#### ⑤ 生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・ 生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。  
(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択・クローバーキャンペーンの取組等)
- ・ 生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

### 3 いじめの早期発見

#### (1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・ 些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、平日頃より生徒の動きを細かく観察する。

#### (2) いじめ早期発見のための取組

##### ① アンケート

- ・ 学期に1回以上、無記名でいじめに特化したアンケートを行い、いじめの実態を把握する。
- ・ 保護者向けのアンケートを行い、家庭において子どもからの訴えがないかを把握する。
- ・ 9月実施の全市一斉のいじめに特化したアンケートによって、いじめの実態を把握する。

##### ② 教育相談体制

- ・ 学期に1回以上の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・ 教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 家庭訪問等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・ 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 気になる生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。

##### ③ その他

- ・ 休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・ 日記や生活ノート、相談箱を設置すること等から、生徒の悩みを把握する。
- ・ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）を周知する。

### 4 いじめに対する措置

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

**(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応**

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・ 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。
- ・ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・ 校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

**(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応**

- ・ 生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・ 生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・ 安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・ 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

**(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言**

- ・ 生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・ 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ 生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

**(5) いじめが起きた集団への働きかけ**

- ・ 知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

**(6) ネット上のいじめへの対応**

- ・ 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・ 生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・ 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月 5日	校内研修会① ・ いじめ防止基本方針について ・ 1学期の取組について	9月 1日 ～30日	いじめ撲滅強化月間	1月10日	校内研修会⑦ ・ 3学期の取組について
4月7日	始業式 学校いじめ防止基本方針について説明	9月 6日	校内研修会④ ・ 2学期の取組について	1月15日	いじめに関するアンケート実施③
4月11日	入学式 学校いじめ防止基本方針について説明	9月初旬	いじめに関するアンケート実施②	1月22日	教育相談④
4月20日	道徳授業実践研修 ・ いじめ問題に関するテーマ	9月20日	学級活動実践研修 ・ いじめ問題に関するテーマ	2月19日	校内研修会⑧ ・ アンケート結果を基にした取組の確認
5月19日	校内研修会② ・ 生徒の実態について確認会 ・ いじめに関するアンケート実施における留意点等	11月 9日	教育相談③	3月20日	校内研修会⑨ ・ 年間の取組についての総括・評価 ・ いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案
5月29日	いじめに関するアンケート実施①	11月24日	校内研修会⑤ ・ いじめ撲滅強化月間取組の反省		
6月 8日	教育相談①	12月12日 ～15日	保護者懇談会②		
7月13日 ～19日	保護者懇談会① いじめに関する諸問題について講演会 ・ 外部講師招聘	12月18日	校内研修会⑥ ・ 2学期の取組の点検・評価等 ・ いじめのチェックポイント活用		
7月20日	校内研修会③ ・ 1学期の取組の点検・評価 ・ いじめ撲滅強化月間取組の提案 ・ いじめのチェックポイント活用				

6 いじめ防止等の対策のための組織

<校内いじめ問題対策委員会>

① 校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・ いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録，共有化を図る。
- ・ いじめの情報があった際には速やかに会議を開き，情報の共有，関係生徒への事実関係の聴き取り，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

② 校内いじめ問題対策委員会組織

<教職員関係者> 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭

<外部関係者> スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，〇〇警察署少年課スクールサポーター

## 本取組に対するコメント

- ア：いじめの発見・通報を受けたときの対応について詳細を示すことで，学校の対応方針が明確となり，生徒及び保護者にとっていじめの問題が起こった場合の学校の具体的な対応の在り方が伝わりやすくなっている。
- イ：早期発見・早期対応のための年間活動計画が示されており，教職員及び生徒が見通しを持って取り組むことが可能となっている。
- ウ：学校いじめ防止基本方針を実効性があるものとしていくためには，教職員の役割や組織が伝わりやすいように図を活用するなど更なる具体化を図るほか，年度当初に説明会を開催するなどして，認識の共有を図っていくことが重要と考えられる。また，同方針を学校のホームページへ掲載したり，保護者へ説明を行う機会を設けたりするなどして，学校の対応方針を家庭でも共有してもらえるように努めていく必要がある。

## 学校基本方針の策定・見直しのプロセス（P D C Aサイクルに係る取組）

### <概要>

A中学校では、学校いじめ防止基本方針の中に、いじめ防止等に関わる取組の年間計画を記載し、学校全体で年間を通じ未然防止に向けた取組を進められるようにしている。また、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、変更のプロセスを年間計画の中に位置付けている。

### <取組>

A中学校では、次の年間計画に基づき、学校いじめ対策組織が中心となっていじめ対策に関わる取組を進めているが、いじめに係る調査やhyper-QUの結果などを基にしながら、生徒の実態を踏まえた未然防止の取組が進められるように努めている。

また、授業参観や保護者懇談、学校評議員会において、いじめ対策に関わる取組に対する意見聴取を行い、出された意見を踏まえて取組の見直しを進めるとともに、新年度に向けた学校いじめ防止基本方針の変更を行っている。

月	関連する学校教育活動		サイクル	いじめ対策組織	取組内容
	学校行事等	いじめに関わる取組内容			
4	職員会議・校内研修	いじめ防止基本方針の確認	R 準備	学校いじめ防止基本方針に基づく 対策組織会議 調査	運営方針と分担の確認 アンケート実施
	授業参観・PTA総会	いじめ防止基本方針に関する学校説明			
	家庭訪問	いじめに関わる情報収集			
5	生徒総会	今年度のいじめ問題に関わる取組を審議	D 実行・実践	学校いじめ防止基本方針に基づく	
	学校評価(教職員①)	いじめ防止基本方針に係る取組を評価			
	集団宿泊の行事	集団カウンセリングによる人間関係づくりの取組			
6	hyper-QUの実施		C 点検・確認	学校いじめ防止基本方針に基づく	
	学校評議員会	今年度の取組を説明			
	学校評価(保護者①)	いじめ防止基本方針に係る取組を評価			
7	校内研修	各種検査の分析及び結果の交流	A 改善	いじめ対策組織会議	いじめに係る学校評価の中間点検
	授業参観・PTA総会	いじめの発生状況の報告、いじめ防止基本方針に関する取組の説明及び情報収集			
	生徒会による集会	いじめ防止に向けた全校生徒対象の取組			
8	休業明け個人面談週間	いじめに関わる情報収集	P 計画	学校いじめ防止基本方針に基づく	
	9 校内研修	学校評価の中間点検の状況報告及び意見交換			
	10 hyper-QUの実施				
11	調査	いじめの把握のためのアンケート	A 改善	指導主事訪問	いじめの発生状況や各種検査の結果を踏まえ、指導主事から取組状況に関する助言を受ける
	教職員自己評価	いじめに関わる教職員の課題を集約			
	12 教職員面談	いじめに関する教職員の課題の解消策の確認			
1	教職員面談	教職員の課題解消に向けた取組の確認	P 計画	学校いじめ防止基本方針に基づく	
	2 学校評議員会	いじめ防止基本方針の変更案について意見交換			
	職員会議・校内研修	今年度発生した事案の事例検討			
3	職員会議	いじめ防止基本方針の変更案について審議	P 計画	いじめ対策組織会議	いじめ防止基本方針の変更案作成
	職員会議	いじめ防止基本方針の変更案決定			

### <効果>

- 保護者や地域の声を生かした学校いじめ防止基本方針の見直しが可能になるとともに、学校のいじめ防止等に関わる取組に対する客観的な評価が得られるようになった。
- こうした学校評価を行うことで、保護者や地域が一体となって、いじめ対策に関わる取組を進めようとする機運が高まった。



## 本取組に対するコメント

## 【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】

- 年間指導計画において、年間を通じたいじめ防止に係る取組が具体的に組み込まれており、取組の見通しを理解することが容易となっている。
- 学校評価において目標の達成状況を評価している（５、６月）。
- 教職員面談を位置付け、教職員間においてもいじめに関する課題の解消策を確認し、抱え込みを防ごうとする取組が見られる（１２、１月）。
- 年度末に、実際に発生したいじめ事案を事例とし、学校全体で対応についての検討を行っている（２月）。

## 【児童生徒の関与の視点から】

- 生徒総会の場において、いじめ問題に関わる取組を審議している（５月）。
- 宿泊的行事に「集団カウンセリングによる人間関係づくりの取組」を組み込んでいくことによって、生徒が主体となる積極的ないじめ対策をとっている（５月）。
- 生徒会による「いじめ防止に向けた全校生徒対象の取組」を行っており、全校生徒が一丸となっていじめ問題に向き合う風土をつくっている（７月）。

## 【保護者への説明の視点から】

- １学期のＰＴＡ総会において、いじめ防止基本方針に関する学校説明を行い、年度のスタートとともに、いじめ防止に関する学校の姿勢を明言している（４月）。
- ２学期のＰＴＡ総会において、いじめの発生状況の報告を行うとともに、学校評価においていじめ防止の取組について積極的に自己点検を進めている（１０月）。
- いじめ対策に関わる取組に対する意見聴取によって、学校の実態等を踏まえた上で次年度の学校いじめ防止基本方針を積極的に変更しようとしている。

# 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

## (その1)

### 中学校いじめ防止基本方針

**【目的】**

- すべての生徒が安心した生活を送りながら、学び合える環境や風土を学校全体でつくる
- 家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止・早期発見・適切な措置（対処）の取組を定める

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
（いじめ防止対策推進法 第2条）

**【重点内容】**

**いじめ未然防止のための重点**

“折り合い”をつけ “認め合い”のできる生徒の育成

- ◆ 社会性・人間関係形成能力の育成
- ◆ いじめを許容しない風土づくり
- ◆ 基礎学力の定着 異なる他者を排除しない関係づくり

**いじめ早期発見のための重点**

いじめをがまんさせない体制づくり、教師による意識的な生徒観察

- ◆ いじめアンケート調査 ①いじめの的確な把握
- ◆ 教育相談の積極的実施
- ◆ カウンセラー等外部相談機関の活用

**いじめへの措置（対処）のための重点**

いじめを受けた生徒の安全を第一優先とする支援  
いじめに対する教師の毅然、一貫した指導

- ◆ 全職員による指導 ◆ 学校いじめ防止委員会の設置
- ◆ 南中学校子ども見守りネットワークとの連携
- ◆ 警察等の外部専門機関との連携

**家庭・地域との連携のための重点**

小中連携した9年間で  
南中の子どもを育てる指導  
あいさつ運動や交通安全宣言などを  
地域へ発信しつづける南中生の育成

### 中学校いじめ対応

#### 中学校いじめ事案への対応フロー図

（いじめ事案に対する状況・解決の手順）

**いじめの情報 訴え、報告** → **教 生指導主事**

**いじめ防止委員会の緊急判断** → **必要に応じた連携・支援**

**1. 即時にチームで対応(学年部チーム)**

**迅速な対応**

① 情報提供者から聞き取り（配慮必要）  
② 被害生徒への事実確認（配慮必要）  
③ 当該職員から  
④ いじめた側の生徒から  
⑤ その他（友人など）

**2. 解決に向けた適切かつ必要な対応(対応II)**

① いじめと判断できない場合  
② いじめと判断できる場合  
③ 1人で判断しない。情報をチームで共有し、いじめを訴える生徒の話を聴き、必要に応じて教育相談を実施  
④ 継続的な行動観察と援助

① いじめられている生徒の安全確保を第一優先、継続的援助  
② いじめをする生徒への指導と援助  
③ 重大事案：学校基本方針が原則と判断した場合は「いじめ防止委員会」と連携し、教育委員会との判断に基づいた対応を行う。  
生徒の生活、身体又は財産に重大な被害が生じ、または被害が生じつつある事案は、直ちに警察の捜査等に連携し、緊急対応する。

① いじめといふ言葉を使わずに、どのような行為をしたのかを確認する  
② その行為が相手にとってつらいものであることを確認する  
③ その行為が、その行為を止めさせる必要がある

**3. トラブルから学ぶ(生徒指導における危機管理意識を確実に)**

① 危機を想定する  
② 慎重に対処する  
③ 迅速に対処する  
④ 早く対応する  
⑤ 組織の一員として対応する

いじめの発生や被害発生を防止し、いじめられた生徒への配慮(全校集会等) ◆ 加害者等とのトラブル ……等

保護者への事実・情報の提供と生徒・保護者への誠実な連携  
● 明らかになった事実等について、情報を適切に提供する。  
● 時間をかけて保護者の話や思いを聴き、問題を解決することに全力を挙げることを約束する。  
● いじめられている生徒の保護者は、子どもがしめを繰り返さないために何をすべきかを一緒に考えながら助言する。  
● 強く叱るだけでは解決しないことを理解してもらい、今後の対応への協力を求める。  
● 必要に応じていじめている生徒をいじめられていない生徒に謝罪させる（保護者も含む）

いじめに対して具体的な目に見える指導と援助の継続的実施  
● 自己を見える指導・加害生徒の反省指導・全校、学年、学校生徒への説明や指導  
● いじめの発生や被害発生を防止し、いじめられた生徒への配慮(その他必要なことは継続的に行う)  
● 役割分担による校内巡回

● 校長 ● 教頭 ● 教務主任 ● 研究主任 ● 学年主任 ● 養護教諭 ● 生徒指導主事  
● スクールカウンセラー ● スクールソーシャルワーカー  
● 横浜市教育委員会(生徒指導担当)

### 中学校

## いじめ防止学校基本方針

中学校では、「いじめは人間として絶対に許されないもの」との意識を、学校教育全体を通して生徒一人一人に徹底し、いじめを許さない学校づくり・学級づくりを進めていきます。そのような学校・学級の土台となるものが、生徒一人一人の「絆」づくり「居場所」づくりであると考えます。そのため、日々の授業、校行事や生徒会活動などにおける共感的な人間関係にもとづいた社会性や人間関係力の育成を重点に据えながら、生徒が健やかに成長できる学校環境づくりを大切にします。全ての南中生が安心して生活し、共に学び合うことができる学校風土をつくりあげることを目指し、家庭・地域との連携のもとに、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置・対応を図るため、本基本方針を定めました。

中学校校長

### いじめのサイン発見シート

いじめサイン発見シートは、政府広報で作成されたご家庭でいじめのサインを把握するためのチェック項目です。登校前や夕食時など、日常生活の様々な場面で、「いじめのサイン」は出てくる可能性があります。定期的に見守っていたとき、お子さんの変化に気づいてあげることが、いじめの早期発見につながります。

このシートは項目にかぎらず、お子さんの様子についてご家庭で気になることがありましたら、いつでも中学校へご連絡ください。ご家族、お問い合わせをお願いします。

**朝(登校前)**

- 朝起きが早い、布団からなかなか出てこない。
- 朝になると具合が悪いと言いつつ、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退が増えてきている。
- 食欲がなくなり、だまて食べるようになっていく。

**夕(下校後)**

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がなくなっている。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 親しい友達と遊びに来ない、遊びに行かない。
- 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。

**夜**

- 表情も暗く、家族との会話が少なくなった。
- ささいなことでもイライラしたり、あたりが怖い。
- 学校や友達の話が嫌になった。
- 自分の部屋に閉じこもりがちになった。
- パソコンやスマホをいじり続けている。
- 理由を言わないアザやキズなどがある。

**その他**

- 寝つきが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなった、壊れている。
- 教科書やノートが破れていたり、イタズラ書きされている。

政府広報オンライン「いじめのサイン発見シート」  
[http://www.gov-online.go.jp/tokeisyu/jijme/sheet.html]

**心配なことは、ご家族だけで悩まずに学校へ相談ください。**

### 中学校いじめ防止等にかかわる年間の取組概要(予定)

月	いじめ未然防止に係る学校行事や取組	心の通い合いを大切にした体験・異学年・異年交流活動	いじめに関する学習	いじめの未然防止の取組	教育相談・生活支援	いじめ防止委員会 学校生活アンケート
4	入学式・新入生歓迎会 進路発表会	【出会いを大切に!】 入学式・新入生歓迎会 【自分を見つめよう】 進路発表会		● 生徒会から 全校生徒への メッセージ	● 学習・生活ガイダンス	第1回いじめ防止委員会
5	命の大切で学習教室	【自他への大切さを学ぶ学習教室】	進路・清書の期間 【命の大切で学習教室、事前指導】	● 南中交通安全委員会の 実践化を図る 生徒会活動		情報モラルアンケート①(全校)
6	情報モラル教室①(全校)	【健全な情報モラルを身に付ける】 情報モラル教室①	清書の時期 【不十分問題を考える】	● 中学生代表による小学校 校務への全校生徒 アンケートの活動結果の呼びかけ	● 教育相談①(全校)	いじめアンケート①(全校)
7	小学校との交流事業① 小中合同ボランティア	【人とのかけわりと地域の良しとしてのボランティア活動】	全校生徒 【異学年交流の振り返りとまとめ】	● 南中交通安全委員会の 実践化を図る 生徒会活動		第2回いじめ防止委員会 第1回いじめ防止委員会 (見守りネットワーク)
8	小学校との交流事業② 「オープンスクール」	【かわりめあふ人員関係が身に付くオープンスクール】		● 課外3か中の三者面談		
9	合同コンクール	【学習の楽しさや仲間とのつながりを体験できる合同コンクール】	全校生徒 【異学年交流の振り返りとまとめ】	● 南中交通安全委員会の 実践化を図る 生徒会活動		
10	南中祭	【地域への感謝を伝える南中祭】	全校生徒 【いじめ撲滅行動宣言作成の取組】			Q-Uアンケート(全校) いじめアンケート②(含む)
11	小学校との交流事業③ 小中合同さわやかフォーラム	【さわやかな学校生活を学ぶ小中合同フォーラム】	進路・清書の期間 【不十分問題を考える】 事前・事後指導】	● 生徒会による、 南中生による 創快宣言をもとに いじめ撲滅の 行動化を図る活動	● 3年進路面談	第3回いじめ防止委員会
12	情報モラル教室②	【健全な情報モラルを身に付ける】 情報モラル教室②	進路・清書の期間 【情報モラル教室の事前指導】	● 生徒会を中心とした南中 情報モラル委員会の 立ち上げ	● 1・2年教育相談②	情報モラルアンケート(全校)② 第2回いじめ防止委員会 (見守りネットワーク)
1-2				● 自分たちが関与する年度の 学校生活を生徒会が 主体的に生徒会に 掲げる活動		いじめアンケート③(1-2年)
3	卒業式	【全校生徒のかけわりあふ思い、思いを込めて卒業式】				

このようなパンフレットを年度初めに作成し、家庭に配付・周知している(A3判三つ折り)。

**本取組に対するコメント****【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】**

- パンフレットの内容が，学校・生徒・家庭の３つの視点から読み取れるようになっており，いじめ防止に向けた取組が整理された内容となっている。

**【児童生徒への支援（サポート）の視点から】**

- いじめ事案が発生した際の学校の対応内容やフローが示されており，生徒の視点に立つと，いじめに関する悩みが起こったとき，学校に対してどのように相談したらよいか分かりやすい。

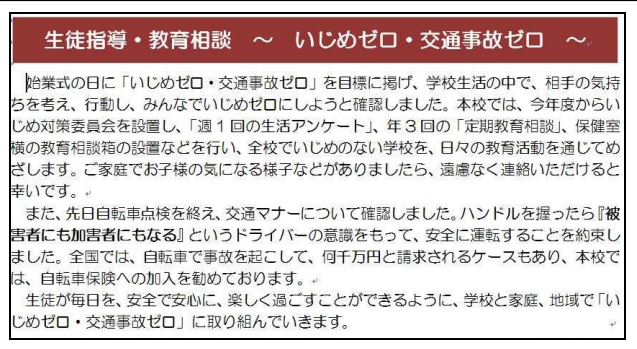
**【保護者への説明の視点から】**

- 「いじめのサイン発見シート」を掲載し，家庭での見守り方が示されていることで，保護者が気になったり心配したりしている点について，必要なときに学校との間で速やかな情報共有が行われることが期待できる。

学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例  
(その2)

**1 学校新聞で周知**

年度当初に、生徒に「いじめゼロ宣言」について生徒指導主任が説明を行ない、全教職員一丸となって、いじめ防止にあたることを誓っている。このことを学校新聞で保護者に周知し、理解を得る努力をしている。



【学校新聞記事で周知】

**2 P T A総会で説明とお願い**

5月上旬のPTA総会で、保護者に対し“A中学校「いじめ防止基本方針」”及び、「いじめ防止年間指導計画」について、資料をもとに説明をしている。毎週行なっている“いじめ対策委員会”の構成員、協議内容、アンケートの実施等を説明し、家庭で気になる点があれば、遠慮なく連絡をするようお願いし、家庭と学校との連携により、「いじめゼロ」をめざしている。



【P T A総会で周知】

**3 学校安全保健委員会で説明**

7月の学校安全保健委員会で、“A中学校「いじめ防止基本方針」”を説明し、生徒の心と体の健やかな成長のために、組織として取り組んでいることを示した。学校薬剤師の方からは、「この資料と説明を受けて、学校ではいじめ防止のためにこれだけ頻繁に会議を重ね、情報を共有していることがわかり、驚きました。」という感想をいただいた。



【学校安全保健委員会で説明】

#### 4 学校運営協議会での情報共有

いじめ事案を含め、本校で生徒指導上問題になっていることを、学校運営協議会で毎回情報共有するとともに、地域から意見をいただくなど必要な支援について協議を行っている。このように、情報を開き、地域・家庭との連携強化に努めることで、「地域の子どもは地域で育てる」当事者意識を高めたいと考えている。



【学校運営協議会で情報を開く】

#### 5 毎週のいじめ対策委員会へ学校運営協議会委員が参加

週1度（毎週木曜日）いじめ対策委員会を開催し、いじめ根絶や、不登校傾向のある生徒への対応などを協議するとともに、早期発見、早期対応に努めている。いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導、各学年主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、通級指導担当、養護教諭、保健主任、B市教育委員会担当指導主事、スクールカウンセラー、



学校運営協議会委員（主任児童委員）等としている。その日行われた会議録は、その日のうちに全教職員に配付し、共通理解を図り、短いスパンで確認、実践に移すことができるようにしている。

この記録は、市教委に毎週メールで提出しており、児相やSSW、適応指導教室（B輝きスクール）など関係機関との連携の強化につながっている。このように、スムーズで組織的な対応の充実により、いじめの未然防止及び早期対応、早期解決等、着実にその成果があがっている。

#### 6 ホームページへの掲載

毎年、いじめ防止基本方針を見直し、学校で説明するとともに、ホームページへ掲載し、広く周知している。



【ホームページへの掲載で周知】

**概要について**

- 本事案は、「いじめゼロ」をめざすB市A中学校の取組を示したものである。
- A中学校では、いじめ防止に関わる学校の基本方針について、学校新聞やPTA総会などあらゆる機会をとらえて周知徹底を図っている。
- いじめ事案を含む生徒指導上の問題を学校運営協議会で情報共有し、また、毎週開かれるいじめ対策委員会に学校運営協議会の委員も参加するなど、地域や家庭との連携強化に努めている。

**本取組に対するコメント****【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】**

- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載することによって、広く周知を図るとともに、具体的な対応を伝えることによって、生徒及び保護者に対して責任を持って指導に当たることを宣言することにもつながっている。

**【児童生徒への支援（サポート）の視点から】**

- 学校内において、定期的にいじめ問題に関する会議が開かれていることを周知することによって、生徒にも学校としてのいじめ問題に対する取組が身近に感じられ、問題意識を持って学校生活を送ることにつながっている。

**【保護者への説明の視点から】**

- PTA総会において、「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止年間指導計画」について、資料をもとに説明することによって、学校におけるいじめ対策を周知している。また、毎週行っている「いじめ対策委員会」の構成員を生徒及び保護者に伝えることで、相談や問い合わせの対象を具体的に示し、いじめ防止対策の理解を促進している。
- いじめアンケートの実施等について説明するとともに、家庭で気になる点があれば、遠慮なく連絡をするようお願いし、家庭と学校との連携を通じたいじめの未然防止に努めている。

**【その他】**

- 学校・地域・家庭との連携を図ることを通じ、関係者の専門的知見等を生かしていじめ事案への取組が浸透するとともに、対応の充実が図られている。
- 本事例のような取組のほか、例えば、学校新聞等に外部の人材からいじめに関するコメントを寄稿してもらい、いじめ対策が多くの関係者のサポートによって進められていることを伝えることも効果的と考えられる。